平成２６年度

舞鶴海上保安部（京都府）航路標識保守業務

仕　　様　　書

第八管区海上保安本部

第一章　保守業務概要

１　契約件名

舞鶴海上保安部（京都府）航路標識保守業務

２　履行場所

久美浜港南防波堤灯台ほか１２箇所

３　履行期間

契約締結の日から平成２７年３月３１日まで

４　概要

本業務は、舞鶴海上保安部が管理する京都府の航路標識（沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標その他の施設をいう）のうち、灯台や灯標など、その外観や灯光によって位置を示す航路標識及びその付属設備において、その運用を確実に行うことを目的として、機器、施設の点検保守業務を行うものである。

５　管理事務所等

舞鶴海上保安部交通課

〒624-0946　京都府舞鶴市字下福井 901　舞鶴港湾合同庁舎

電話　０７７３（７６）４１２０

第二章　航路標識保守業務共通仕様書

第１節　総　　則

１．１　　適　　用

本仕様書は、海上保安庁が管理する光波標識及びその付属設備（以下「航路標識」という。）の運用を確実に行うために実施する保守業務（以下 「保守業務」という。）を外注する場合において、保守業務にかかる必要な事項を定めたものである。

契約図書は、相互に補完し合うものとする。

ただし、本仕様書又は特記仕様書等の間に相違がある場合の優先順位は、次の①から⑤の順位とし、これにより難い場合は、１．２(12)「協議」による。

①　契約書
②　質問回答書
③　現場説明書
④　特記仕様書
⑤　共通仕様書（本仕様書）

１．２　　用語の定義

本仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　「請負者」とは、保守業務の実施に関し、注文者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人の代表者をいう。
(2)　「請負者等」とは、請負者又は契約書に規定する管理責任者をいう。
(3)　「監督職員」とは、契約書に規定する監督職員をいう。
(4)　「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
(5)　「契約書」とは、航路標識保守業務請負契約書をいう。
(6)　「設計図書」とは、仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。
(7)　「仕様書」とは、本仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)を総称していう。
(8)　「現場説明書」とは、保守業務の入札に参加する者に対して、注文者が業務の契約条件を説明するための書類をいう。
(9)　「質問回答書」とは、現場説明書及び仕様書に関する入札参加者からの質問書に対して、注文者が回答する書面をいう。
(10)　「指示」とは、監督職員が請負者等に対し、業務の遂行上必要な事項について、書面又は口頭により示し、実施させることをいう。
(11)　「承諾」とは、請負者等が監督職員に対し書面を申し出た事項について、監督職員が書面をもって了解することをいう。

(12)　「協議」とは、協議事項について、監督職員と請負者等が結論を得るために合議し、その結果を書面によって示すことをいう。

(13)　「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ及びＥメール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

(14)　「機器」とは、航路標識に設置された装置をいう。

(15)　「施設」とは、航路標識の機器以外をいう。

(16)　「付属設備」とは、光波標識の運用を補助する設備をいう。

(17)　「保守作業」とは、現場において航路標識の点検、整備等を行うことをいう。

(18)　「点検」とは、航路標識の障害の発生を未然に防ぐため、あらかじめ時期を定めて定期的に行う保守業務をいう。

(19)　「整備」とは、調整、手入れ、仮修理及び試験を行うことにより、航路標識の機能を保つための作業（点検を除く。）をいう。

(20)　「調整」とは、機器に定められた調整箇所を操作し、機能を正常化するための作業をいう。

(21)　「手入れ」とは、汚れ、つまり、付着等がある部品又は点検部の清掃、消耗品の交換、オイル、水等の補充及びグリスの塗布をいう。

(22)　「修理」とは、部品又はユニット等の分解組立作業等により障害箇所を障害発生前と同じ状態に復旧させるための作業をいう。

(23)　「仮修理」とは、修理が完了するまでの間、ユニット等の交換により航路標識の機能を復旧させるための作業をいう。

(24)　「試験」とは、調整及び仮修理、手入れの作業後に行う機能確認をいう。

１．３　　点検者

(1)　請負者等は、保守業務の履行に必要な技術知識、経験を有する者を点検技術者及び点検技術員（以下、総称して「点検者」という。）にあてるものとする。

(2)　点検技術者とは、現場における保守作業責任者であって、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な能力を有する者をいう。

なお、点検技術者は管理責任者を兼ねることができる。

点検技術者は、航路標識機器、その関連機器、その他これらと同等以上の機器の製造、設置、調整又は保守業務に１０年以上従事した経験を有する者であって、次の(a)、(b)いずれかの資格要件に該当する者であること。

(a)　電気工事士法(昭和 35 年法律第 139 号）に定める第一種電気工事士以上の資格又は第二種電気工事士を取得後５年以上の実務経験を有する者。

(b)　短期大学、高等専門学校その他これらと同等以上の教育施設において電気、電子工学に関する科目を修めて卒業した者。

(3)　点検技術員とは、点検技術者の指導のもと保守作業に従事する者をいう。

点検技術員は、航路標識機器、その関連機器、その他これらと同等以上

の機器の製造、設置、調整又は保守業務に５年以上従事した経験を有する者であって、次の(a)、(b)いずれかの資格要件に該当する者であること。

(a)　電気工事士法(昭和 35 年法律第 139 号）に定める第二種電気工事士以上の資格を有する者。

(b)　高等学校において電気、電子工学に関する科目を修めて卒業した者。

１．４　　提出書類

(1)　請負者等は、注文者が指定した様式により指定期日までに関係の書類を提出しなければならない。

(2)　請負者等が注文者に提出する書類で様式が定められていないものは、請負者等において様式を定め提出する。

(3)　口頭による指示、報告、打合せ等における議事録については、請負者等がこれを作成し、書面にて監督職員に提出する。

１．５　　打合せ等

(1)　業務を適正かつ円滑に実施するため、請負者等と監督職員は常に綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

(2)　請負者等は、設計図書に定めのない事項について疑義が生じた場合速やかに監督職員と協議しなければならない。

１．６　　業務計画書

請負者等は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、監督職員に提出し承諾を得なければならない。また、業務計画書には、次の事項を記載する。

（ア）　業務内容

（イ）　全体工程表

（ウ）　履行体制

- 点検組織
- 点検構成
- 点検者が有する資格等
- 履行体制
- 使用船舶
- 連絡体制
- 準備計測器一覧

（エ）　安全管理

（オ）　その他

なお、請負者等は、内容に変更が生じる場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

１．７　　貸与品等

(1)　請負者等は特記仕様書に記載のある図書、予備品及び測定器具類等を使用す

ることができる。

(2)　請負者等は、前項の規定により図書、予備品及び測定器具類等を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、予備品の使用については、その内容を点検記録表に記載する。

(3)　支給品は特記仕様書による。

(4)　貸与品等に損傷等を与えた場合においては、請負者の負担において修理又は現物賠償するものとする。

１．８　　請負者の負担の範囲

(1)　保守作業に必要な工具、消耗品又は材料、油脂等は請負者が負担する。

(2)　清掃に必要な資機材は請負者が負担する。

(3)　共通及び特記仕様書に示したもの以外で保守業務に必要なものは請負者が負担する。

１．９　　保守作業の実施

(1)　点検者は、保守作業の実施に適した服装とし、腕章等により身分を明確に表すものとする。また、常に環境の整備等に留意するものとする。

(2)　点検者は、常に機器等の表示及び警報音等に留意し、その状態を把握しておくものとする。

(3)　保守作業の実施に当たっては、航路標識の運用を休止させてはならない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を得た場合は、この限りでない。

(4)　請負者等は、台風、豪雨、積雪及び地震その他の天災に対しては、平素から予報等に充分な注意を払う。

１．１０　休日又は夜間における作業

請負者等は、業務実施の都合上、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

１．１１　業務の一時停止

注文者は、次の各号に該当する場合は必要と認める期間、保守業務の全部又は一部の履行について一時中止を指示することができる。

(1)　天候又は災害等によって業務の遂行が困難と思われる場合。

(2)　前号に掲げるもののほか、注文者が必要と認めた場合。

１．１２　臨機の措置

(1)　請負者等は天候又は災害等によって業務の遂行が困難と思われる場合は監督職員に報告する。

(2)　請負者等は、業務の履行中において、施設等に異常状態が発生し、又は発生が予想される場合は、速やかに監督職員に報告する。

１．１３　経費の処理

「１．１２(2)」臨機の措置により、監督職員の指示によって調査等を行った場合は、協議のうえ経費の処理を行う。

１．１４　安全等の確保

(1)　点検者は、業務を履行するにあたり常に安全管理に心掛け、感電、墜落事故等に充分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用する。

(2)　災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先とするとともに２次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。

１．１５　諸届

請負者等は、業務に必要な官公署等への届出を遅滞なく行わなければならない。なお、届出の必要がある航路標識については、特記仕様書に規定する。

１．１６　航路標識の損傷禁止

保守業務の履行にあたり、請負者等及び点検者の過失、その他請負者等及び点検者の責に帰すべき事由により航路標識に損傷を与えた場合、速やかに監督職員に報告するとともに請負者は責任を持って復旧すること。

１．１７　軽微な事項の実施

保守業務の履行にあたり、本仕様書に規定されていない軽微な事項について、業務上当然必要となる事項については、請負者の責任において実施する。

１．１８　検査

請負者等は、契約書に基づき、請負代金の請求を行うときは、「第 3 節保守業務記録及び報告３．２提出書類等」を用意し、検査を受けるものとする。

第２節　保守業務内容

２．１　　業務内容

(1)　請負者等は、保守作業の実施までに事前打合せ（作業内容確認、連絡体制の確認）を行う。

(2)　別添点検整備要領（施設編）・（機器共通編）・（光波標識用機器編）により保守作業を行う。なお、各航路標識の特殊事情による点検内容は、特記仕様書による。

(3)　対象航路標識は、特記仕様書に規定する。

(4)　手入れに必要な消耗品等は次によるほか、交換消耗部品等は特記仕様書に規定する。

（ア）　ウエス、洗剤、洗油等

（イ）　潤滑油、グリス、充填油等

（ウ）　ランプ類、ヒューズ類

（エ）　パッキン、ガスケット、Ｏリング類

（オ）　精製水

(5)　当該標識に付帯する電線路等の電気工作物及び巡回路等の除草作業等具体的な保守業務の内容は特記仕様書に規定する。

(6)　修理困難と認められる障害の発生した機器又はユニット等の修理は、保守業務の範囲としない。

(7)　周期は点検整備要領による。

(8)　航路標識ごとの点検周期は、特記仕様書の規定により、各点検は点検周期期日までの履行を原則とする。

(9)　天候、災害等の事由により、点検周期内の点検を行えなかったときは、契約書の規定に従い通知を行うとともに、全体工程表の変更を申し出、監督職員の承諾を受ける。

２．２　　遵守基準等

保守業務の履行に当たっては、本仕様書によるほか、次の各号に掲げる諸法規、説明書等を遵守する。

(1)　電気事業法及びこれに基づく政令等

(2)　機器取扱説明書

(3)　その他、関係諸法令

第３節　保守業務記録及び報告

３．１　一般事項

業務の結果は、航路標識ごとのデータ等を標準値と比較し、機器の状態変化等を所見にとりまとめる。

３．２　提出書類等

(1)　実績表
(2)　航路標識点検記録表
(3)　保守記録写真（カラー）
(4)　異常報告書

３．３　実績表

実績表には、航路標識ごとに保守作業を行った年月日を記載し提出する。

３．４　航路標識点検記録等

航路標識点検記録表及び点検データ入力方法は、契約締結後別途配布するものによる。

３．５　保守記録写真（カラー）

保守記録用として、航路標識ごとに全景、作業状況及び日時を写しこんだ写真を提出する。

３．６　異常報告書

機器及び施設等において、異常箇所を発見した場合には状況、写真及び所見等をまとめ、異常報告書として提出する。

３．７　報告

請負者等は、保守作業の実施後速やかに異常の有無を報告する。

３．８　保守業務に関する調査

別に配布する実態調査要領に従い調査に協力する。また、実施の有無については特記仕様書で定める。

第三章　特記仕様書

特記事項は、●印を適用する。なお、○印のみは適用しない。

1　貸与品等

(1) 測定器具　●　有　　○　無

別紙４「貸与測定器一覧表」のとおり

(2) 予備品　　●　有　　○　無

別紙６「定期交換部品一覧表」のとおり

(3) 図書　　●　有　　○　無

別紙３「図書一覧表」のとおり

(4) 支給品　　●　有　　○　無

別紙５「電球等交換周期一覧表」及び別紙６「定期交換部品一覧表」のとおり

(5) 提出書類　●　有　　○　無

貸与時等提出書類	提出時期
貸与品借用書	貸与品受取時
貸与品返還書	貸与品返還時

2　諸届

届出の必要がある航路標識　　●　有　　○　無

届出の必要がある航路標識、届出の内容、届出先は別紙７「諸届一覧表」のとおり。

3　保守業務内容

(1) 対象標識

別紙１「標識一覧表」及び別紙２「所管標識位置図」による。

(2) 点検周期

別紙１「標識一覧表」による。

(3) 設置機器

別紙１「標識一覧表」による。

(4) 交換消耗部品等　　●　有　　○　無

●　電球交換　別紙５「電球等交換周期一覧表」のとおり

・　電球以外の定期交換を実施する標識、交換時期は別紙６「定期交換部品一覧表」により、部品の定期交換を実施する。

・　電球断芯、黒化、白濁等異常を発見した場合は、電球の交換を行う事とし、以降の交換予定日については監督職員の指示による。

・　電球交換後は、正常に動作する事を確認する。

(5) 環境整備

● 除草作業

別紙８「環境整備標識一覧表」による。

集草の処理　○　廃棄処分　●　集積

実施回数　　●　１回　　○　２回

作業用具、安全用具及びその他必要経費は、請負者の負担とする。

(6) 特殊事情　　○　有　　●　無

4　保守業務に関する調査　○　有　　●　無

5　その他

(1)　航路標識点検記録表は、契約締結後、電子データ（Microsoft@Excel）にて別途配付する。

(2)　請負者等は、契約締結後１５日以内に業務計画書を作成し、監督職員に２部提出し承諾を得なければならない。

(3)　共通仕様書「３．２　提出書類等」による報告は、書面及び電子データ（Microsoft@Excel 等）にて提出する。

(4)　監督職員の立会い

原則として、標識の初回点検時においては、監督職員が施設及び機器等の現状確認に立ち会う。

(5)　現場写真

写真は、原則としてデジタルカメラ（200 万画素以上）で撮影し、大きさはサービス判とする。

点検作業中に異常を発見した場合は、異常箇所が確認できる近景及び遠景写真を撮影する。

なお、異常箇所の写真は、異常報告書に取りまとめその都度提出する。

(6)　使用船舶

点検技術員等を輸送する船艇は、次のいずれかに該当するものとする。

・海上運送法第２０条による不定期航路事業の届出を行った船舶

・海上運送法第２１条による旅客不定期航路事業の許可を受けた船舶

・作業船で点検技術者等を輸送しうる定員を有する船舶

(7)　保守業務を行う場合は、あらかじめ監督職員から各航路標識の機器、施設及び付帯設備について、劣化・障害及び特性等の状況を聴取し、保守業務の参考とする。

(8)　点検は、前回点検結果及び標準値と比較し、各測定値が正常であること及び各機器の動作が通常の運用状態であることを確認する。

なお、点検により測定値及び機器の動作等が通常の運用状態でないことを認めた場合には、その状況把握に努めるとともに直ちに監督職員に報告後、その指示に従う。

また、障害等の内容を書面で提出する。

(9)　施設の点検において、早急に修繕が必要な箇所を発見した場合、写真撮影を行い監督職員に報告する。

　なお、現地において応急な措置が可能な場合は、監督職員に報告後、その措置を行う。

(10)　保守業務実施後速やかに、点検結果の報告、鍵等の受け渡しに関し、監督職員と事後打合せを行う。

(11) 点検結果等は、共通仕様書「第３節　保守業務記録及び報告」に基づきデータを整理し、監督職員に２部提出する。

点検整備要領(施設編)

※１：定期とは、45日、90日、180日周期の点検をいう。
※２：点検記録表は別紙様式による。
※３：施設点検は原則として目視とし、異常を発見した場合はその概要を報告する。

定期の周期

種別	周期	目視	記録表
定期	４５日	○	
	９０日	○	
	１８０日	○	○

注：点検にあたっては、該当種別がある箇所の項目を実施

全項目共通

実施項目	実施箇所	実施内容	備考
目視点検	全般	各施設の異常の有無	

(1) 土地

実施項目	実施箇所	実施内容	備考
目視点検	敷地	亀裂、落石、陥没、土砂崩れ等の有無	

(2) 灯台等

実施項目	実施箇所	実施内容	備考
目視点検（詳細）	全般	沈下、傾斜、灯火視認障害となる障害物の有無	
	構造体	亀裂、錆汁、変形、折損、欠損、脱落等の有無	
	接合部	打継ぎ、目地、ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝｼﾞｮｲﾝﾄ等の亀裂、変色、錆汁、剥落、ボルトの緩み又は脱落、フランジの変形等の有無	
	外部仕上げ	タイル、モルタル、塗装等の変色、亀裂、錆汁、剥落等の有無	
	内部仕上げ	塗装、シート、ボード類等内装材の変色、捲れ、脱落、漏水等の有無	
	防水	防水シート、防水モルタル、シーリング等の亀裂、剥離、欠損等の有無	
	建具、金物類	変形、腐食、亀裂、損傷等の有無	

点検整備要領(施設編)

(3)局舎

実施項目	実施箇所	実施内容	備考
目視点検（詳細）	全般	沈下、傾斜の有無	
	構造体	亀裂、変形、折損、欠損、脱落、錆汁の有無	
	接合部	アンカーボルト、取付ボルト、溶接箇所等の錆、脱落の有無	
	付属物	踊場、梯子、ラダー等の錆、損傷等の有無	
	外部仕上げ	タイル、モルタル、塗装等の変色、亀裂、錆汁、剥離等の有無	
	内部仕上げ	塗装、シート、ボード類等内装材の変色、捲れ、脱落、漏水等の有無	
	防水	防水シート、防水モルタル、シーリング等の亀裂、剥がれ、欠損等の有無	
	建具、金物類	変形、腐食、亀裂、損傷等の有無	

(4)鉄塔

実施項目	実施箇所	実施内容	備考
目視点検（詳細）	全般	沈下、傾斜の有無	
	構造体	変形、折損、脱落、錆汁の有無	
	接合部、支線、碍子	溶接部、ボルト類の割れ、錆、緩み、脱落、基部シーリングの剥がれ、欠損等の有無	
	仕上げ	塗装等の変色、亀裂、錆汁、剥離等の有無	

(5)門・囲障

実施項目	実施箇所	実施内容	備考
目視点検（詳細）	構造体	沈下、傾斜、亀裂、剥離、折損、欠損、錆等の有無	
	付属物	門扉、車止め、チェーン、丁番、戸車等の変形、亀裂、欠損等の有無及び動作確認 （動作不良の場合は、潤滑油等を使用する。）	

(6)構内舗床・道路・土留・縁石

実施項目	実施箇所	実施内容	備考
目視点検（詳細）	全般	沈下、変形、消失、傾斜、亀裂、陥没、折損、欠損等の有無	
	付属物	側溝等の沈下、傾斜、変形、亀裂、欠損等の有無	

点検整備要領(施設編)

(7)階段・橋梁

実施項目	実施箇所	実施内容	備考
目視点検（詳細）	全般	沈下、傾斜、亀裂、変形、損傷、錆汁等の有無	
	付属物	手摺、チェーン等の変形、亀裂、欠損、損傷等の有無	

(8)船着場

実施項目	実施箇所	実施内容	備考
目視点検（詳細）	全般	沈下、傾斜、亀裂、変形、折損、欠損、錆、浮き、損傷等の有無	
	付属物	防舷材、係船柱、係船環、手摺、チェーン等の変形、亀裂、欠損、損傷等の有無	

(9)貯槽（水槽、油槽）、桝類

実施項目	実施箇所	実施内容	備考
目視点検（詳細）	全般	個数確認（桝類）及び沈下、亀裂、変形、欠損、錆、浮き、剥がれ、漏水等の有無	

(10)境界標

実施項目	実施箇所	実施内容	備考
目視点検（詳細）	全般	個数確認及び沈下、傾斜、消失、亀裂、折損、欠損等の有無	

(11)有等・簡易灯ろう

実施項目	実施箇所	実施内容	備考
目視点検（詳細）	全般	亀裂、変形、折損、欠損、錆、浮き、剥がれ、割れ、漏水等の有無	

点検整備要領(機器共通編)

保守種別ごとの点検整備項目の基本

定期保守	(毎回)	機器付属メータによる値の確認、機器の動作確認、目視・外観点検、レンズ・灯ろう等の点検、清掃等
	(180日)	定期保守(毎回)のほか、機器内部の点検、全ての蓄電池における電圧・比重等の確認、グリス注入の実施等
	(1年)	定期保守(毎回及び180日)のほか、専用の測定器・器具を用いての測定及び確認調整等

光･電波標識各機器共通

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定期			備考
			毎回	180日	1年	
機器、部品、配線、電柱等の点検	ﾀｰﾐﾅﾙ端子	接続のゆるみ、劣化、腐食、過熱の兆候の有無	○	○	○	注)実施内容に記載する点検項目は、当該機器及び施設を有するものに限る。
	コネクタ	接触不良の有無	○	○	○	
	各種刷子	接触面、摩擦の状態、バネ圧の良否	○	○	○	
	変圧器	変圧器(柱上ﾄﾗﾝｽを除く)の異常発熱、変色の有無	○	○	○	
	配線	劣化、腐食の有無	○	○	○	
	計器	メーター校正			○	
	スイッチ	接触面の汚れ、接続ネジのゆるみ、発錆、異常加熱の有無	○	○	○	
	ﾏｲｸﾛｽｲｯﾁ	機械的動作の良否	○	○	○	
	リレー	動作状況の異常の有無、変色・腐食等の外観異常の有無	○	○	○	
	抵抗器					
	可変抵抗器					
	半導体					
	ヒューズ	接触状態の良否、異常発熱の有無、発錆の有無	○	○	○	
	タイマー	動作時間の確認、発熱、接触部のゆるみ等の有無			○	
	送風器	軸受部の良否及び異常発熱の確認、変色の有無、異常音の有無	○	○	○	
	ハードディスク	異常音の有無	○	○	○	
	空中線系	目視による空中線、導波管の取付状況等異常の確認(昇降を伴うもの)			○	
		目視による空中線、導波管の確認(昇降を伴わないもの)	○	○	○	
	筐体、レンズ、フード、パネル	汚れ、破損、錆、腐食、塗装剥がれ、水の浸入の有無(汚れがあれば清掃)	○	○	○	
	各機器	機能確認、機器内外、線構内、表示画面の清掃			○	
	本体	現用･予備の系切替	○	○	○	
	屋内筐体	冷却ファン通気口、フィルター等の清掃			○	
	避雷針	目視により変形、腐食、損傷等の有無	○	○	○	
	避雷用電源装置	エレメント、アレスターの異常を確認	○	○	○	
	配電線	目視により摩耗、弛度、装柱材、碍子等の異常の有無	○	○	○	
	架空地線	目視により摩耗、弛度、装柱材の異常の有無	○	○	○	
	電柱､ﾊﾟﾝｻﾞﾏｽﾄ	目視による電柱の異常の有無及び樹木の接近状況の確認	○	○	○	
		メーターボックスの異常の確認	○	○	○	
	可動部分	円滑性の良否、異常発熱、異常音の有無	○	○	○	
	ﾎﾞﾙﾄﾅｯﾄ類	ゆるみ、発錆の有無及び増す締め			○	
	注油箇所	グリスの確認及び適正品の注油、注入、油漏れ	○	○	○	
絶縁抵抗の測定	配電線	メガーにより導体間及び導体-アース間の抵抗測定			○	当該施設のみ
	室内配線					
接地抵抗の測定	避雷針	接地抵抗計によりアース(海中又は地中)の測定、取付金具等の確認			○	当該施設のみ
	機器					
	避雷用電源装置					

点検整備要領(光波標識用機器編)

基本点検

注：点検にあたっては、使用機器にあわせ該当項目のみ実施

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
到着時点検	機器類	機器の異常の有無の確認 ＬＥＤ表示ＯＮにて機器の状態の確認	○	○	○	
自動動作点検	機器本体	日光弁を夜間状態にし、機器の動作状況を確認	○	○	○	
	日光弁受光部	採光窓点検清掃	○	○	○	CdSは５年毎に交換
電源電圧測定	交流電圧	入力電圧（交流）を測定	○	○	○	
	直流電圧	入力電圧（直流）を測定	○	○	○	
電球電圧測定	交流電圧	電球電圧（交流点灯時）を測定	○	○	○	管制器出力値
	直流電圧	電球電圧（直流点灯時）を測定	○	○	○	管制器出力値
過充電防止設定確認	配電盤	過充電防止回路設定電圧確認			○	
	制御器	過充電防止回路の動作確認及び温度傾斜設定変更等	○	○	○	
灯質測定	灯質測定	交流点灯時及び直流点灯時においてそれぞれ灯質が規定値にあるかをストップウォッチ等にて測定	○	○	○	LC管制器は灯質チェッカーにて180日毎に測定
灯火異常検出時間測定	灯火異常検出ユニット等	疑似動作により検出時間測定・確認	○	○	○	
各値測定	該当箇所	機器の各電圧及び電流について、デジタルパネルメーターユニット又はテスターによって測定	○	○	○	
蓄電池測定	外観点検	液面、変色、漏液、電槽、接続線、端子部等の異常を確認し、ボルト・ナットの締め付け状況の確認	○	○	○	
	ﾊﾟｲﾛｯﾄ蓄電池	パイロット蓄電池について、電圧、比重、液温を測定	○	○	○	CS型に限る
	全蓄電池	全ての蓄電池について、電圧、比重、液温、内部抵抗を測定		○	○	内部抵抗は1年毎にＭＳＥ型のみ測定
総合動作確認	機器本体	交・直流電源における切換動作確認及び機器の各動作状態を確認	○	○	○	
	監視ユニット	各動作における警報出力の確認	○	○	○	
電球交換装置点検	点検清掃	接点部清掃		○	○	
	電球	電球の異常の有無（黒化状況等）確認	○	○	○	
	電球交換装置	電球電圧確認		○	○	
		電球交換装置の交換動作を確認	○	○	○	
		ﾌｨﾗﾒﾝﾄの中心がレンズ等の中心位置にあることの確認	○	○	○	必要に応じて器具を用いる
		定期交換時間において電球の交換を実施				交換後はﾌｨﾗﾒﾝﾄ位置確認
最終確認	該当箇所	各ユニット、結線状況の確認	○	○	○	
		異常表示の有無の確認	○	○	○	
		各スイッチ等の正規位置の確認	○	○	○	
		日光弁による自動点灯の確認	○	○	○	

点検整備要領(光波標識用機器編)

(1) ＬＡ管制器Ⅱ型

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
動作確認	灯火異常検出ユニット 切換ユニット	夜間状態において商用電源を断にし、直流側にて正常点灯をするか。また、上記テスト後に商用電源を復帰させ、交流側にて正常点灯するかの確認	○	○	○	
		交流点灯時、夜間の状態で疑似動作スイッチにより灯質異常とし、直流点灯に切り替わることの確認	○	○	○	
		直流点灯時、夜間の状態で疑似動作スイッチにより灯質異常とし、不動灯に切り替わることの確認				
均等充電点検	均等充電設定ユニット	定電圧制御ユニットの自動・手動スイッチを手動にし、蓄電池スイッチ断にて電池電圧を測定。その後、均等充電設定ボリュームを可変し蓄電池充電電圧の可変範囲を確認		○	○	
		昼間状態にてリセットスイッチを押し、その後スタートスイッチを押して時計の動作を確認。また、設定時間とストップウォッチ等により経過時間差を確認		○	○	
過放電点検	過放電低電圧検出ユニット	商用電源を断にし、テストスイッチにより過放電設定電圧以下にさげることにより検出ＬＥＤの点灯を確認し、そのときの値を確認		○	○	

(2) ＬＢ型灯器

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
電動駆動装置動作点検	電動駆動装置	モーターの正常回転の確認	○	○	○	
		回転周期確認	○	○	○	
		フリクションクラッチの摩擦力の確認（フリクションクラッチへの注油は厳禁）	○	○	○	
給電部点検	ﾛｰﾀﾘｰｺﾈｸﾀ等	ロータリーコネクタ部の発熱、取付及び接触状況等の確認	○	○	○	
レンズ部点検	レンズ	レンズの破損の有無を確認	○	○	○	
		レンズ表面の清掃	○	○	○	

(3) ＬＢ－Ｈ型灯器

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
動作確認	灯器発光部	レンズ、反射鏡、前面ガラス、フィルター等に割れ、汚れなどがないかを確認及び清掃実施	○	○	○	LB-H120については所定の保守を実施
		電源を供給し、ランプ点灯確認及び回転周期の確認	○	○	○	
	回転装置	歯車部へのグリース塗布	○	○	○	
		回転停止位置規制装置が正しく機能しているかを確認	○	○	○	
給電部点検	ﾛｰﾀﾘｰｺﾈｸﾀ等	ロータリーコネクタ部の発熱、取付及び接触状況等の確認	○	○	○	

点検整備要領(光波標識用機器編)

(4) ＬＢ－Ｍ型灯器

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
動作確認	灯器発光部	レンズ、反射鏡、前面ガラス、フィルター等に割れ、汚れなどがないかを確認及び清掃実施	○	○	○	
		電源を供給し、ランプ点灯確認及び回転周期の確認	○	○	○	
	回転装置	ピニオン、スパーギアへのグリース塗布		○	○	
		回転停止位置規制装置が正しく機能しているかを確認	○	○	○	
給電部点検	ﾛｰﾀﾘｰｺﾈｸﾀ等	ロータリーコネクタ部の発熱、取付及び接触状況等の確認	○	○	○	
インバータ部点検	インバータ	商用電源：断において正常に動作をするか	○	○	○	インバータは５年毎に交換
		異音の有無の確認	○	○	○	
安定器点検	安定器	安定器の異常、異音の有無	○	○	○	安定器は８年毎に交換

(5) ＬＢ管－Ｍ型、ＬＣ管（ＬＢ－Ｍ型）、Ｍ型点灯制御装置

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
過放電点検	過放電低電圧検出ユニット	商用電源を断にし、テストスイッチにより過放電設定電圧以下にさげることにより検出ＬＥＤの点灯を確認し、そのときの値を確認		○	○	
インバータ部点検	インバータ	商用電源：断において正常に動作をするか	○	○	○	
		上記点検後、インバータを断にしてインバータ故障の表示確認	○	○	○	
		異音の有無の確認	○	○	○	
定電圧電源部点検	定電圧電源部	発熱、異音の有無確認	○	○	○	定電圧電源のファンは６年毎に交換（Ｍ型点灯のみ）
回転異常点検	灯火異常検出ユニット等	疑似動作（モーター断等）により設定時間において灯質異常を検出するか確認	○	○	○	

点検整備要領(光波標識用機器編)

(6) ＬＢ管制器Ａ型・Ｂ型

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
動作確認	灯火異常検出ユニット等	疑似動作（モーター断等）により、設定時間において灯質異常を検出するか確認	○	○	○	
均等充電点検	均等充電設定ユニット	定電圧制御ユニットの自動・手動スイッチを手動にし、蓄電池スイッチ断にて電池電圧を測定。その後、均等充電設定ボリュームを可変し蓄電池充電電圧の可変範囲を確認		○	○	
		昼間状態にてリセットスイッチを押し、その後スタートスイッチを押して時計の動作を確認。また、設定時間とストップウォッチ等により経過時間差を確認		○	○	
過放電点検	過放電低電圧検出ユニット	商用電源を断にし、テストスイッチにより過放電設定電圧以下にさげることにより検出ＬＥＤの点灯を確認し、そのときの値を確認		○	○	
インバータ部点検	インバータ	商用電源：断において正常に動作をするか	○	○	○	Ａ型のみ
		上記点検後、インバータを断にしてインバータ故障の表示確認	○	○	○	
		異音の有無の確認	○	○	○	

(7) ＬＣ管制器Ⅰ型・Ⅱ型・特型

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
動作確認	灯火異常検出ユニット等	（Ⅰ型） 夜間点灯時において、疑似動作により不動灯になることの確認 （Ⅱ型） 夜間点灯時における交流側にて点灯時に疑似動作により直流側に切り替わることの確認。さらに、疑似動作により不動灯になることの確認 （特型） 夜間点灯時において、疑似動作により予備側直流点灯に切り替わることの確認。さらに疑似動作により消灯になることの確認	○	○	○	
均等充電点検	均等充電設定ユニット	定電圧制御ユニットの自動・手動スイッチを手動にし、蓄電池スイッチ断にて電池電圧を測定。その後、均等充電設定ボリュームを可変し蓄電池充電電圧の可変範囲を確認		○	○	
		昼間状態にてリセットスイッチを押し、その後スタートスイッチを押して時計の動作を確認。また、設定時間とストップウォッチ等により経過時間差を確認		○	○	
過放電点検	過放電低電圧検出ユニット	商用電源を断にし、テストスイッチにより過放電設定電圧以下にさげることにより検出ＬＥＤの点灯を確認し、そのときの値を確認		○	○	

点検整備要領(光波標識用機器編)

(8) Ｈ型点灯制御装置Ⅰ型・Ⅱ型・Ｓ型

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
電球電圧測定	制御回路	注）電球電圧の測定にあたっては、平成１３年以前の装置は実効値指示型テスタ(HIOKI3801)を用いて測定のこと	○	○	○	
動作確認	制御回路	（Ｓ型） 夜間点灯時において、疑似動作(ONｵｰﾊﾞｰ/OFFｵｰﾊﾞｰ)により不動灯になることの確認	○	○	○	
過放電点検	過放電低電圧検出ユニット	商用電源を断にし、テストスイッチにより過放電設定電圧以下にさげることにより検出ＬＥＤの点灯を確認し、そのときの値を確認		○	○	
定電圧電源部点検	定電圧電源部	発熱、異音の有無確認	○	○	○	定電圧電源のファンは６年毎に交換

(9) ＬＤ管制器Ⅰ型・Ⅱ型

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
切換動作点検	切換装置	不点灯・不動灯押しボタンを押し、設定時間で予備点滅装置への切替を確認	○	○	○	Ⅱ型のみ
		電源ボタンにより現用点滅装置への復帰確認	○	○	○	

(10) 同期点滅装置（ＦＭ型）

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
動作点検	本体	同期テストボタンスイッチＯＮによりリセットパルス点灯確認	○	○	○	
受信、同期信号点検	該当箇所	時刻の確認及び修正	○	○	○	
		イヤホンによる受信放送の確認	○	○	○	
		受信設定時刻における受信機ＯＮ及び動作の確認		○	○	
	時報発信器	疑似信号入力による本体の正常動作の確認	○	○	○	
取付状況点検	本体	外観の異常の有無確認	○	○	○	
	アンテナ等	外部アンテナの取付ボルトナットの締付け状況及び配線状況の確認	○	○	○	

(11) ＧＰＳ型同期点滅制御装置

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
動作確認点検	本体	異常履歴の確認	○	○	○	
		テスト動作の確認	○	○	○	
		コネクタ部の取付状況確認	○	○	○	
		外観、ボックス内部の結露等の有無確認	○	○	○	

点検整備要領(光波標識用機器編)

(12) ＬＥ型灯器

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
点検清掃	本体	前面ガラス及び反射ミラーの汚損の確認及び清掃	○	○	○	
		照射方向の確認	○	○	○	
		防水パッキンの劣化の確認	○	○	○	

(13) ＬＭ型灯器

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
点検清掃	本体	前面ガラス及び反射ミラーの汚損の確認及び清掃	○	○	○	ランプ交換装置の歯車部には注油厳禁
		照射方向の確認	○	○	○	
		防水パッキンの劣化の確認	○	○	○	
		安定器の異常、異音の有無	○	○	○	安定器は５年毎に定期交換実施
	制御器	「ランプ回路ＳＷ」OFFにより予備球への切換動作確認	○	○	○	
		電球点灯時間の確認	○	○	○	

(14) キセノン灯器

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
点検清掃	本体	被照射物への照射方向の確認	○	○	○	冷却ファンは８年毎に交換
		反射鏡、前面ガラス清掃	○	○	○	
		冷却ファンの動作確認	○	○	○	
	起動器	高圧出力配線と筐体間の離隔距離の確認、絶縁板の湿気、汚れ等の清掃	○	○	○	
電球点検	制御盤	ランプ電圧、電流及び点灯時間確認	○	○	○	

(15) メタハラ点灯制御装置 (70W/150W/250W/400W)

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
動作確認点検	制御装置	自動点検による「点検正常終了」の確認	○	○	○	
		安定器の異常、異音の有無	○	○	○	安定器は５年毎に交換
電球点検	制御盤	点灯時間確認	○	○	○	

点検整備要領(光波標識用機器編)

(16) 指向灯Ⅰ型・Ⅱ型

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
点検清掃	本体	指向方向の確認	○	○	○	点検は冷却を待ってから実施のこと
	レンズ	レンズの汚損、傷の有無確認及び清掃	○	○	○	
	反射鏡	反射鏡表面の汚損、傷の有無の確認及び清掃	○	○	○	
フィルター装置点検	フィルター装置	フィルターの損傷の有無、光束の確認	○	○	○	
ファンユニット点検	ファンユニット	点灯時、動作を確認	○	○	○	
		異常音の有無	○	○	○	
調光装置点検	調光装置	入出力監視装置のメーター切換スイッチ：入出力にして電圧を確認	○	○	○	Ⅱ型のみ
		調光制御装置の上・下限設定スイッチを各々「上限設定」「下限設定」としたときに、所要の出力電圧を確認	○	○	○	
		警報モニターを動作させ所要の警報が確実に出るかを確認	○	○	○	
		調光試験装置を用いて動作の確認		○	○	
		通気口の異物の有無確認	○	○	○	
電球位置確認	電球交換装置	現用球が反射鏡側で点灯を確認 （電球の交換は、調光装置の電源を断にしてから実施のこと）	○	○	○	
表示灯点検	表示灯	該当灯器の項適用	○	○	○	

(17) 指向灯M型

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
点検清掃	本体	照射方向の確認	○	○	○	点検は冷却を待ってから実施のこと
	レンズ	レンズの汚損、傷の有無確認及び清掃	○	○	○	
	反射鏡	反射鏡表面の汚損、傷の有無の確認及び清掃	○	○	○	
	安定器	安定器の異常、異音の有無	○	○	○	安定器は５年毎に定期交換実施
フィルター装置点検	フィルター装置	フィルターの損傷の有無、光束の確認	○	○	○	
ファンユニット点検	ファンユニット	点灯時、動作を確認	○	○	○	
		異常音の有無	○	○	○	
電球位置確認	電球交換装置	現用球が反射鏡側で点灯を確認 （電球の交換は、調光装置の電源を断にしてから実施のこと）	○	○	○	
表示灯点検	表示灯	該当灯器の項適用	○	○	○	

点検整備要領(光波標識用機器編)

(18) 超高光度指向灯

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
点検清掃	本体	照射方向の確認	○	○	○	点検は冷却を待ってから実施のこと
	レンズ	レンズ、フィルター装置などに汚れ、割れ等がないかを確認し、清掃実施	○	○	○	
	反射鏡	反射鏡表面の汚損、傷の有無の確認及び清掃	○	○	○	
フィルター装置点検	フィルター装置	フィルターの損傷の有無、光束の確認	○	○	○	
ファンユニット点検	ファンユニット	点灯時、動作を確認	○	○	○	
		異常音の有無	○	○	○	
調光装置点検	調光装置	入出力監視装置のメーター切換スイッチ：入出力にして電圧を確認	○	○	○	
		調光制御装置の上・下限設定スイッチを各々「上限設定」「下限設定」としたときに、所要の出力電圧を確認	○	○	○	
		警報モニターを動作させ所要の警報が確実に出るかを確認	○	○	○	
		調光試験装置を用いて動作の確認		○	○	
		通気口の異物の有無確認	○	○	○	
電球電圧点検	電球交換器	電球点灯安定後（約１０分後）電球両端電圧測定			○	
冷却ファン点検	冷却ファン	冷却ファンの異常の有無	○	○	○	ランプ冷却用ファンは４年毎に交換

(19) ＬＵ－Ｍ型灯器

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
動作確認	灯器発光部	レンズ、反射鏡、前面ガラス、フィルター等に割れ、汚れなどがないかを確認及び清掃実施	○	○	○	安定器は８年毎に交換 PC用電池３年毎に交換
		電源を供給し、ランプ点灯確認及び回転周期の確認	○	○	○	
電球点検	制御盤	点灯時間確認	○	○	○	
安定器点検	安定器	安定器の異常、異音の有無	○	○	○	
回転部点検	ベアリング部	給油実施		○	○	
	主軸歯車	給油実施		○	○	

(20) 灯塔照射装置（Ｓ型、Ｍ型）

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
点検清掃	本体	前面ガラスの汚損の有無及び清掃	○	○	○	
		照射方向の確認		○	○	
		防水パッキンの確認		○	○	
安定器点検	安定器	安定器の異常、異音の有無	○	○	○	安定器は５年毎に定期交換実施

点検整備要領(光波標識用機器編)

(21) 自家発電式灯台自動制御装置、予備電源式灯台自動制御装置、充電用発電装置

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
時計装置点検	時計装置	標準電波又は時報により時刻の状態を確認	○	○	○	Ｉ型も含め当該箇所等を有する場合に適用する
		自動及び手動により信号送りの確認	○	○	○	
		軸可動部給油		○	○	
		点消灯時刻設定の確認	○	○	○	
充電器点検	充電器	浮動充電電圧の確認	○	○	○	
負荷抵抗器点検	負荷抵抗器	挿入負荷抵抗器の確認	○	○	○	3/4負荷
発電機点検	発動発電機	異音、排気色及び振動等の異常の有無	○	○	○	運転時間を勘案し、点検内容の一部を省略出来る
		漏水、漏油の有無及び冷却水、燃料、潤滑油の適量の確認	○	○	○	
		燃料フィルター、オイルサクションストレーナー、潤滑油フィルター、エアークリーナーの点検手入れ	○	○	○	
		所定運転時間毎のオーバーホール実施				専門業者による
運転時間等確認	運転時間計	運転時間確認	○	○	○	
	燃料タンク	燃料タンク残量確認	○	○	○	
起動用蓄電池点検	起動用蓄電池	「基本点検」蓄電池点検準用	○	○	○	

(22) 無停電式灯台自動制御装置

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
インバーター点検	インバータ	インバータの動作及び異音等の確認	○	○	○	
過放電低電圧点検	過放電低電圧検出	過放電検出テストボリュームにより、設定電圧にて過放電低電圧検出を確認		○	○	
過電圧検出点検	過電圧検出	蓄電池ＯＦＦにより、定電圧電源ボリュームを可変して不動灯への切換を確認		○	○	

(23) 無停電電源装置（ＵＰＳ）

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
動作確認	本体	商用電源断において、運用状態確認	○	○	○	蓄電池及び冷却ファンは５年毎交換
	冷却ファン	冷却ファンの異常の有無	○	○	○	
	表示部	異常表示の確認	○	○	○	

点検整備要領(光波標識用機器編)

(24) 波力発電装置

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
動作点検	本体	エアータービンの動作状況を音により確認	○	○	○	
		本体の破損の有無確認及び取付パッキン、ケーブルの固定状況の確認	○	○	○	
		取付ボルトの締付け状況確認	○	○	○	
	制御器	発電状況を充電電流計等により確認	○	○	○	
		充放電量等の確認	○	○	○	
		配線及び端子のゆるみ、劣化及び腐食の有無の確認	○	○	○	

(25) 複合電源装置

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
動作点検	波力発電装置本体	エアータービンの動作状況を音により確認	○	○	○	
		本体の破損の有無確認及び取付パッキン、ケーブルの固定状況の確認	○	○	○	
		取付ボルトの締付け状況確認	○	○	○	
	太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙ	モジュール表面の塵埃や鳥糞等による汚損及び破損の有無の確認及び清掃	○	○	○	
		取付ボルト、ナット類の締まり、発錆の有無の確認	○	○	○	
		配線状況の確認	○	○	○	
		鳥除け金物本体及び取付け状況確認	○	○	○	
	制御器	発電状況（波力・太陽）を充電電流計等により確認	○	○	○	
		充放電量等の確認及び測定	○	○	○	
		配線及び端子の締まり、劣化及び腐食の有無の確認	○	○	○	

(26) 固定式波力発電装置

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
動作点検	本体	エアータービンの動作状況を音により確認	○	○	○	
		本体の破損の有無確認及び取付パッキン、ケーブルの固定状況の確認	○	○	○	
		取付ボルトの締付け状況確認	○	○	○	
	管制器	発電状況を充電電流計等により確認	○	○	○	
		充放電量の確認	○	○	○	
		配線及び端子の締まり、劣化及び腐食の有無の確認	○	○	○	

点検整備要領(光波標識用機器編)

(27) 有線式灯台監視装置

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
動作点検	送信装置（子局）	電鍵操作により、起動、データの送信の動作確認	○	○	○	
		各送信信号により、各監視項目表示パイロットの点灯を確認	○	○	○	
		POWERユニット電圧確認	○	○	○	
	端末装置	規定の監視項目の信号が、被監視機器の状態に応じ表示される通信機器の確認	○	○	○	
	受信装置（親局）	パネルメーターにより、電源電圧、入力電圧を測定し、規定値の確認	○	○	○	
		電鍵操作により、起動、データ受信の動作の確認	○	○	○	
		各受信信号により、各監視項目表示用パイロットの点灯を確認及び緊急発信ブザーの確認	○	○	○	
		POWERユニット電圧確認	○	○	○	
時計装置点検	時計装置	時刻表示の（遅進）の確認	○	○	○	
表示ランプ点検	表示盤	ランプテストにより点灯の有無	○	○	○	
総合動作点検	本体	各項目の表示動作	○	○	○	
		時計装置からの自動発信動作		○	○	
		緊急信号ブザー確認	○	○	○	
		遠隔制御動作確認	○	○	○	

(28) 移動体通信式灯台監視装置

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
動作点検	送信装置（子局）	電鍵操作により、起動、データの送信の動作確認	○	○	○	
		各送信信号により、各監視項目表示パイロットの点灯を確認	○	○	○	
	受信装置（親局）	電鍵操作により、起動、データ受信の動作の確認	○	○	○	
		各受信信号により、各監視項目表示用パイロットの点灯を確認及び緊急発信ブザーの確認	○	○	○	
時計装置点検	時計装置	時刻表示の（遅進）の確認	○	○	○	
表示ランプ点検	表示盤	ランプテストにより点灯の有無	○	○	○	
総合動作点検	本体	各項目の表示動作	○	○	○	
		時計装置からの自動発信動作		○	○	
		緊急信号ブザー確認	○	○	○	

点検整備要領(光波標識用機器編)

(29) K式発光装置

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
点検、清掃	動作確認	現用から予備フィラメントへの切換動作確認 点検後は現用フィラメントにて点灯を確認	○	○	○	

(30) 文字表示装置

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
点検清掃	文字表示板・制御装置	文字表示板及び制御器装置の外観点検による汚損、破損等異常の有無確認、清掃	○	○	○	
		制御装置の日光弁を布等で覆い、文字表示板の光ファイバユニットの全数点灯確認	○	○	○	
		ケーブルの異常の有無及びケーブルコネクタの締まり具合確認	○	○	○	
		蓋の締め付け具合及びパッキンの状態確認	○	○	○	
		取付ボルトの締付け状況確認	○	○	○	

(31) 放電灯装置

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
灯ろう部点検	本体	日光弁を布等で覆い点灯させ、点灯状況、回転状況を確認し、異音等のないことを確認する	○	○	○	シンクロナスモータは５年毎に交換 ＥＥスイッチは５年ごとに交換
		スクリーンシャッター部及び回転装置の取り付けネジの締め付け状況を確認	○	○	○	
		ストップウォッチ等による灯質の確認	○	○	○	
	ランプ	外見上、ランプの異常の有無	○	○	○	定期交換周期毎に交換
制御盤点検	制御盤	ランプ点灯後、ランプ電圧が安定した状態でのランプ電圧測定	○	○	○	安定器は８年毎に交換
		安定器の異常、異音の有無	○	○	○	

(32) はり板・レンズ

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
はり板点検	はり板	破損等の確認、点検、清掃	○	○	○	
レンズ部点検	レンズ	破損等の確認、点検、清掃	○	○	○	

点検整備要領(光波標識用機器編)

(33) 水銀槽式回転灯器（ベアリング式回転灯器含む）

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
動作確認	水銀槽	レンズ台の正常回転を確認	○	○	○	
		水銀の漏れの確認	○	○	○	
		レンズ台回転トルクを測定し、適正値の維持を確認		○	○	
		定期的なオーバーホールの実施				10年目処
	電動駆動装置	モーターの正常回転の確認	○	○	○	
	レンズ	レンズの破損の確認、パテ欠損の確認及び清掃	○	○	○	
	回転停止位置規制装置	停止位置の確認	○	○	○	

(34) 免震装置

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
点検清掃	本体	外観点検によりレール上等に異物が挟まっていないか等の確認を行い、清掃の実施	○	○	○	ローラー部には注油厳禁
	ダンパー	外観点検により変形、損傷等の有無及び異物が挟まっていないか等を確認	○	○	○	
動作確認	本体	レンズ台を動かし、正常に動くかの確認を実施	○	○	○	
最終確認	本体	ローラーがコサインレール中央に位置しているかを確認	○	○	○	

(35) マーキング装置

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
点検、交換	本体	外観、接続線の接続部等の異常の有無確認	○	○	○	
		取付ボルト締付け状況確認		○	○	
		本体の定期交換				本体は2年毎に交換

点検整備要領(光波標識用機器編)

(36) 標体

保守項目	保守箇所	保守実施内容	定 期			備考
			毎回	180日	1年	
点検清掃	標体	位置（ＧＰＳ等機器による確認）	○	○	○	
		新たな船舶接触痕等の有無確認	○	○	○	
		鳥の糞等で標体が著しく汚損しているときは、清掃手入れを実施	○	○	○	
		喫水線の確認及びカキ等の付着状態を点検し、異常に付着している場合は可能な限り除去のこと	○	○	○	
		錆等で著しく汚損している場合は、可能な範囲において補修、塗装を実施	○	○	○	
		最終確認（マンホール蓋締め付け状況確認）	○	○	○	
	頭標	外観点検による異常の有無確認	○	○	○	
		取付ボルトの締付け状況確認		○	○	
	ﾚｰﾀﾞｰﾚﾌﾚｸﾀ	外観点検による異常の有無確認	○	○	○	
		取付ボルトの締付け状況確認		○	○	

標　識　一　覧　表

【光波標識機器等】

別　紙　1

番号	標　識　名	所　在　地	名称 / 北緯 / 周期 / 東経	定期保守周期				定期保守回数		灯　質	管制器	レンズ	電　源	光　源	予備電源	配電線路			備考
				1四半期180日	2四半期90日	3四半期1年	4四半期90日	90日周期	180日又は1年周期							配電線	本数	亘長	
1	久美浜港南防波堤灯台	京都府 京丹後市	35-38-56(55.7) 134-54-06(05.6)	○	○	○		1	2	単閃緑光　毎3秒に1閃光	LC管制器Ⅱ型	300mm	商用電源	C-2	蓄電池 (FVL-150)	架空線	4	140	平成26年度整備工事によりLED化、太陽電池化、配電線路撤去予定
2	浜詰港塩江防波堤灯台	〃	35-40-35(35.3) 134-58-18(17.9)	○		○			2	等明暗赤光　明2秒暗2秒	LED灯器(Ⅲ型赤)		太陽電池 (12V-44W)	LED	蓄電池 (CS-45)				
3	浅茂川港東第二防波堤灯台	〃	35-41-43(43.0) 135-00-57(56.7)	○		○			2	単閃緑光　毎3秒に1閃光	LED灯器(Ⅲ型緑)		太陽電池 (12V-9.9W)	LED	蓄電池 (CS-30)				
4	浅茂川港東内防波堤灯台	〃	35-41-31(30.8) 135-00-56(56.4)	○	○	○	○	2	2	単明暗緑光　明3秒暗1秒	LC管制器Ⅰ型	300mm	商用電源	H-2		架空線	5	188	
5	三津港島堤灯台	〃	35-42-46(46.3) 135-03-54(53.5)	○	○	○		1	2	連成不動単閃赤光 毎3秒に1閃光	LC管制器Ⅰ型	300mm	商用電源	C-2		架空線	6	174	平成26年度整備工事によりLED化、太陽電池化、配電線路撤去予定
6	間人港灯台	〃	35-44-27(26.5) 135-05-31(31.0)	○		○			2	連成不動単閃緑光 毎7秒に2閃光	LED灯器(Ⅴ型緑)		商用電源	LED		架空線 堤上埋設	1	378	
7	間人港弁天島西方照射灯	〃	35-44-27(26.5) 135-05-31(31.0)	○	○	○	○	2	2	不動白光	LM型灯器(20)		商用電源	CDM-T35W/830					
8	丹後竹野港防波堤灯台	〃	35-44-45(44.6) 135-06-46(45.7)	○	○	○		1	2	単閃赤光　毎3秒に1閃光	LC管制器Ⅰ型	300mm	商用電源	C-2		架空線 堤上埋設	2	110	平成26年度整備工事によりLED化、太陽電池化、配電線路撤去予定
9	本庄港北防波堤灯台	京都府与謝郡 伊根町	35-45-16(16.2) 135-15-17(17.0)	○	○	○		1	2	連成不動群閃赤光 毎8秒に2閃光	LC管制器Ⅱ型	300mm	商用電源	C-2	蓄電池 (MSE-150)	架空線	3	132	平成26年度整備工事によりLED化、太陽電池化、配電線路撤去予定
10	伊根港灯台	〃	35-39-54(54.0) 135-16-53(53.0)	○		○			2	単閃白光　毎4秒に1閃光	LED灯器(V型白)		太陽電池 (12V-44W)	LED	蓄電池 (CS-290)				
11	伊根港カンジャガハナ灯台	〃	35-39-56(55.8) 135-17-15(14.5)	○		○			2	単閃赤光　毎3秒に1閃光	LED灯器(Ⅲ型赤)		太陽電池 (12V-28.9W)	LED	蓄電池 (CS-30)				
12	養老港第一防波堤灯台	京都府宮津市	35-39-41(41.3) 135-15-58(57.9)	○		○			2	単閃緑光　毎3秒に1閃光	LD管制器Ⅰ型	ﾌﾗ灯具 250mm	太陽電池 (12V-19W)	D-2	蓄電池 (FVL-200)				平成26年度整備工事によりLED化予定
13	宮津港鶴賀防波堤灯台	〃	35-32-19(19.3) 135-12-01(00.9)	○		○			2	単閃赤光　毎4秒に1閃光	LD管制器Ⅰ型	ﾌﾗ灯具 250mm	太陽電池 (12V-19W)	D-2	蓄電池 (CS-90)				平成26年度整備工事によりLED化予定

標　識　一　覧　表

【施設】

別　紙　1

番号	標　識　名	灯台構造	局舎等	有等灯ろう	工作物の有無												備考
					門	囲障	構内舗床	階段	橋梁	船着場	貯糟	土留	杭類	縁石	境界標	その他	
1	久美浜港南防波堤灯台	鉄筋コンクリート造(7.5m)	コンクリート製 管制器室													昇降用 ステンレス梯子	平成26年度整備工事により管制器室撤去予定
2	浜詰港塩江防波堤灯台	鉄筋コンクリート造(8m)															
3	浅茂川港東第二防波堤灯台	FRP造(5m)														ﾗﾊﾞｰﾀﾗｯﾌﾟ	
4	浅茂川港東内防波堤灯台	鉄筋コンクリート造(8m)															
5	三津港島堤灯台	鉄筋コンクリート造(8m)						有									
6	間人港灯台	鉄筋コンクリート造(8m)						有									
7	間人港弁天島西方照射灯																間人港灯台併設
8	丹後竹野港防波堤灯台	鉄筋コンクリート造(8m)															
9	本庄港北防波堤灯台	鉄筋コンクリート造(8m)															
10	伊根港灯台	鉄筋コンクリート造(8.75m)	太陽電池架台 鋼構造（櫓2.4m）				有	有							有		
11	伊根港カンジャガハナ灯台	鉄筋コンクリート造(7m)															
12	養老港第一防波堤灯台	FRP造(5m)															
13	宮津港鶴賀防波堤灯台	FRP造(5m)															

京都府　西部

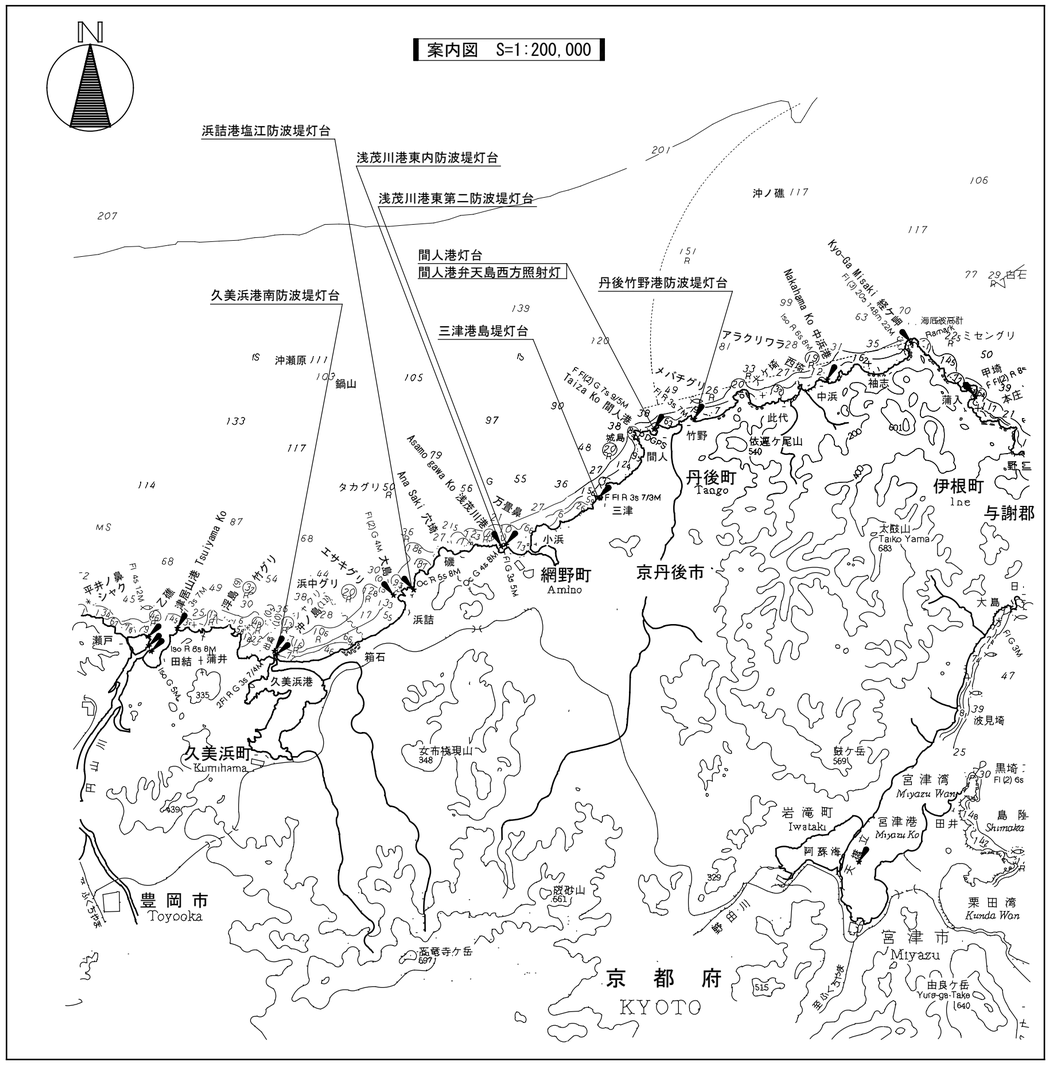

京都府　東部

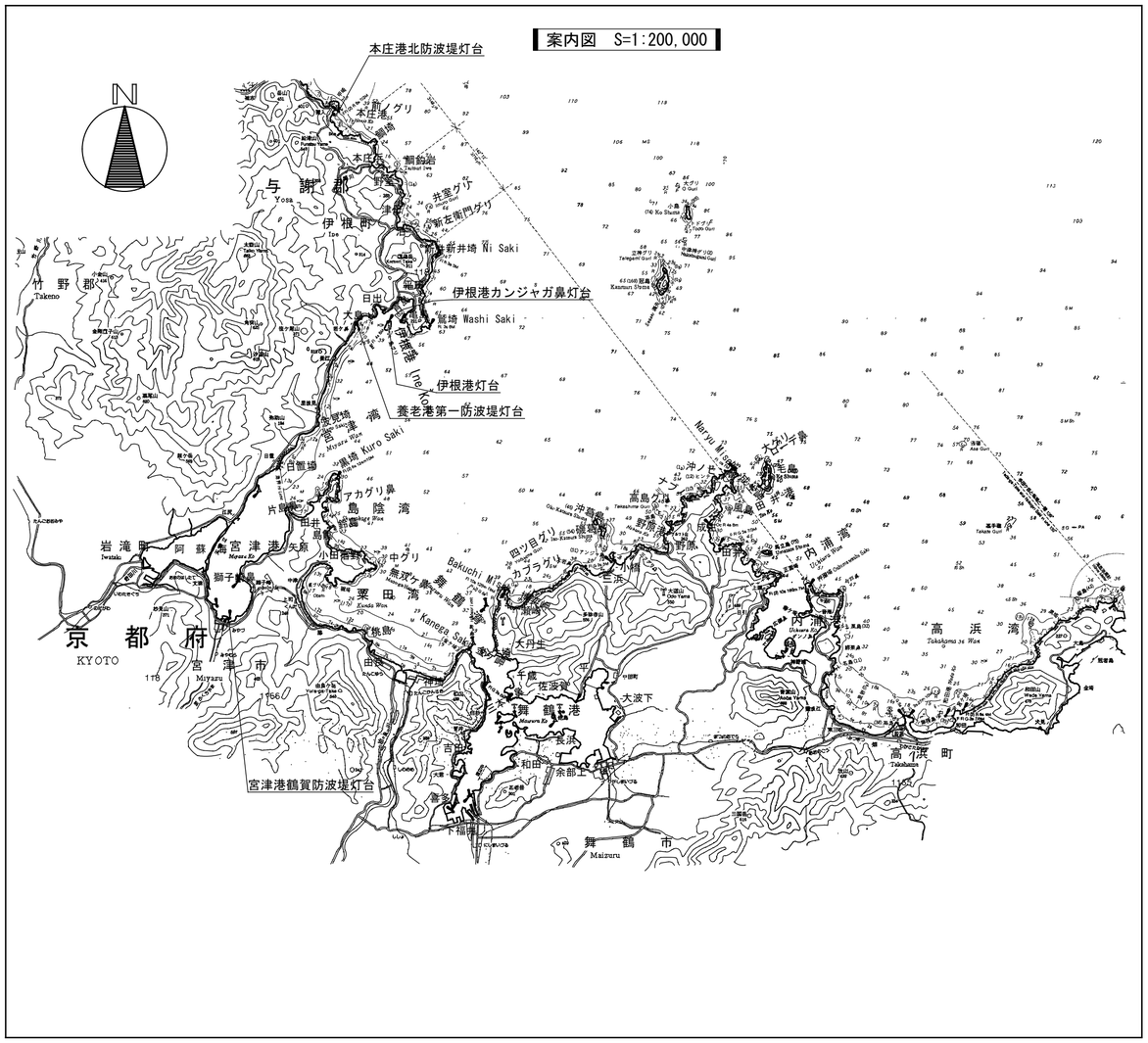

別紙２　所管標識位置図（京都府）

図 書 一 覧 表

別 紙 3

図　書　名	種　別	備　考
完成図書	LC管制器Ⅰ型･Ⅱ型	
	LD管制器Ⅰ型	
	LED灯器（Ⅲ型赤、Ⅲ型緑、Ⅴ型白）	平成15年度まで
	灯台用灯ろう（300mm）	
	円筒レンズ（300mm）	
	プラスチック灯具（250mm）灯台用	
	太陽電池装置	平成15年度まで
取扱説明書	LED灯器（Ⅲ型赤、Ⅲ型緑、V型白、Ⅴ型緑）	平成16年度以降
	LM型灯器（20型35W）	
	太陽電池装置	平成16年度以降

貸 与 測 定 器 一 覧 表

別 紙 4

名　　称	規　　格	対 象 機 器	用途
バッテリハイテスタ	HIOKI 3551	蓄電池	蓄電池電圧、内部抵抗測定
灯質チェッカー	岳洋CPD-5002	LC管制器等	灯質確認
サージ吸収素子テスタ	岳洋SATE-1	避雷用電源装置他	避雷素子良否判定
充放電回路チェッカー	岳洋OCDD-122406	太陽電池装置	過充電／過放電防止回路 設定値確認
レンズ中心見出装置	NK-300	円筒レンズ300mm	フィラメント中心位置確認
色見本	赤及び緑（上下限）	色フィルタ	退色判定
限度見本	赤及び緑（標準及び限界1,2）		

電球等交換周期一覧表

別紙 5

番号	標　識　名	所　在　地	光　源	標準交換周期(日)	管 制 器	備　考
1	久美浜港南防波堤灯台	京都府京丹後市	C-2	180	LC管制器Ⅱ型	
2	浅茂川港東内防波堤灯台	〃	H-2	90	LC管制器Ⅰ型	
3	三津港島堤灯台	〃	C-2	180	LC管制器Ⅰ型	
4	間人港弁天島西方照射灯	〃	CDM-T35W/830	900	LM型灯器(2O)	
5	丹後竹野港防波堤灯台	〃	C-2	180	LC管制器Ⅰ型	
6	本庄港北防波堤灯台	京都府与謝郡伊根町	C-2	180	LC管制器Ⅱ型	
7	養老港第一防波堤灯台	京都府宮津市	D-2	270	LD管制器Ⅰ型	
8	宮津港鶴賀防波堤灯台	〃	D-2	270	LD管制器Ⅰ型	

定期交換部品一覧表

別紙 6

該当機器名	部品名	規格	交換周期（年）	備考
LC管制器Ⅰ型・Ⅱ型	硫化カドミウムセル(CdS)	VT33N2	5	旧ﾀｲﾌﾟ：MPY-7H69
	蓄電池	NP1.2-12	5	ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾊﾟﾈﾙﾒｰﾀﾕﾆｯﾄ箇所のみ
LD管制器Ⅰ型	硫化カドミウムセル(CdS)	VT33N2	5	旧ﾀｲﾌﾟ：MPY-7H69
LED灯器	硫化カドミウムセル(CdS)	VT33N2	5	旧ﾀｲﾌﾟ：MPY-7H69
LM型灯器（20型35W）	安定器	PM0.35H1B-T	8	
	硫化カドミウムセル(CdS)	VT33N2	5	
	小型交流無停電電源装置 YUMIC-SC06AP1	小型制御弁式蓄電池 12V 7Ah	3	LM型灯器構成品 使用温度環境25℃における目安
	小型交流無停電電源装置 YUMIC-SC06AP1	冷却ﾌｧﾝ	3	LM型灯器構成品 使用温度環境25℃における目安

諸 届 一 覧 表

別 紙 7

港則法第３１条第１項、第３７条の３に基づく、工事等の許可申請については、「港則法適用標識一覧表」により実施する。

◎港則法適用標識一覧表

番号	標　識　名	所　在　地	許可申請届出先
1	本庄港北防波堤灯台	京都府与謝郡伊根町	宮津海上保安署
2	宮津港鶴賀防波堤灯台	京都府宮津市	

※船舶を使用しない場合は、許可申請は不要。

環境整備標識一覧表

別紙 8　　1／1

標　識　名	所在地	区　分	幅(m)	長さ(m)	面積(㎡)	備　　考
伊根港灯台	京都府与謝郡伊根町	除草	2	100	200	道路（階段部は両側1m）
			―	―	66	灯台敷地（舗床の外側2mの範囲）

除草は、繁茂時に行い、集草し通行に支障がないようにする。

清掃は、道路から土砂の撤去及びごみの除去を行う。

伊根港灯台

S1=100×(1.0×1.0)

=200㎡

S2=11.5×9.0-7.5×5.0

=66㎡